

## ＜研究ノート＞

# イギリスの教員養成と職能開発の動向

鯨井俊彦

### はじめに

1980年代から進められているイギリスの教育改革は「1988年教育改革法」(The Education Reform Act 1988. 以下、ERAと略す)にはじまる。そのめざすものの実現は、教師の資質の向上がその成否を握るといわれている。ここでは「イギリスの教育改革がどのように実施されているのか」の経緯を説明し、続いて「教師教育改革の動向」について検討したい。

#### 1) 「1988年教育改革法」(The Education Reform Act 1988)

全国共通カリキュラム (The National Curriculum)と全国共通学力テスト (The National Assessment Test)を導入することにより教育内容の画一化と教育水準の底上げをはかることをめざしてかなり過激な改革が行われたのである。そして、このナショナル・カリキュラムの導入をきっかけに、改めて教師のプロフェッショナリズムとは何か、教師がプロフェッショナルである条件とは何か、どのようにプロフェッショナルな教師を養成するのか。このようなプロフェッショナルに関わる様々な議論がなされ、教師の役割の問い直しが始まった。つまり、ERAは保守党のM. サッチャー (Margaret Thatcher) が導入したものであるが、それは教師の専門職性という見方がこれからも続くものかどうか多くの人が恐れるほどの幅広い学校改革を引き起こして、教師は単なる技術者 (technicians) とか、公務員 (functionaries) とか、どこかで決められた法令を実施するだけの人になるだろうということが広く論じられ、多くの人たちはERAに対して、政府が教師の持つ自立性 (autonomy)、尊厳、専門職性に対する攻撃をなすものとして憤りをあらわにした。というのも、ERAは教師の専門職性の死を象徴づけるものと思われたからである。そして、その後「1998年教員養成ナショナル・カリキュラム」が定められたことで、現在、新しい専門職性 (new professionalism) とか脱専門職化 (deprofessionalization) とかといわれる教師教育改革が進行中である。

#### 2) 1998年教員養成ナショナル・カリキュラム」(The National Curriculum for Initial Teacher Training 1998. 以下、ITTと略す)<sup>(注1)</sup>

これは教師の力で全国的に同等の学力レベルを達成できることをめざして、教師が専門職として学校カリキュラムを発展させていく可能性を開く能力をもてるように教員養成のあり方を改革したこと、及び、国家が教員養成課程の教育内容をはじめて改定したという点で大きな意味を持つ改革といえる。

#### 3) イギリスの教員採用制度

イギリスの教員採用に関わる制度は、日本と大きく異なっている。教育技能大臣が教員

訓練庁 (Teacher Training Agency, 以下, TTAと略す)<sup>(注2)</sup>の示す教員養成定数案をもとに具体的定数を決定し, それに沿って公認の各教員養成機関の入学定員が決定される<sup>(注3)</sup>。各々の教員養成課程修了者が地方教育当局の情報と助言を参考にして, 各学校の公募に直接応募し採用されるというものである。

## 1. 教師教育の政策

### 1) 教員養成課程の種類

イギリスの公立学校は「Qualified Teacher Status」といわれる「正教員資格」(以下, QTSと略す)を有する教員を雇用することが義務づけられている。この教員資格を取得できる教員養成課程として, 次の4コースがあげられる。

- ① PGCE (Post-Graduate Certificate of Education)  
一般大学の卒業者が教員免許を取得するための1年コース。
- ② B. Ed (Bachelor of Education)  
教育学部に相当する学士号と教員免許が取得できる3年のコース。4年や2年の特別コースもある。
- ③ LTS (Licensed Teacher Scheme)  
1989年に導入された2年の教員養成制度。
- ④ ATS (Articled Teacher Scheme)  
1990年に導入された地方教育当局と学校との連携による, 初等教育教員養成制度。

### 2) 教員養成ナショナル・カリキュラムの特徴

- (1) ナショナル・カリキュラムのコア教科である英語・数学・理科の3教科は, 義務教育の初等教育・中等教育のKS 1・2・3・4を通じて必修である。
- (2) 指導法としての情報伝達技術は時代と社会の要請に応えるためにすべての養成コースで必修である。
- (3) 正教員資格に必要とされる基準として, 「A. 知識と理解」「B. 授業計画・学習指導・学級経営」「C. 観察・評価・記録・報告・責任」「D. その他の専門的必要事項」の4項目があげられ, 学校段階や年齢段階コースごとに具体的な内容が記述される。
- (4) 日本の教員免許は, 教科の種類と学校段階で区別されているが, イギリスでは, 教科ごとの設定に加え年齢段階による細かい設定がなされ, 教科と年齢段階で免許の種類がさらに細かく特定されている。

#### ・ 3～8才コース

ナーサリーとレセプション (ともに義務教育前教育) のスペシャリスト養成カリキュラムとKS1とKS2の初等教育英語・算数・理科の教員養成カリキュラムが必修。

#### ・ 3～11歳コースと5～11歳コース

KS1とKS2の初等教育英語・算数・理科の教員養成カリキュラムのスペシャリスト教科に加え, 3～8才・5～8才・7～11歳の組み合わせによる初等教育カリキュラムを必修内容とする。

- ・ 7～11歳コース  
初等教育英語・算数・理科の教員養成カリキュラムとKS1とKS2のスペシャリスト教科を必修内容とする。
  - ・ 7～14歳コース  
初等教育英語・数学・理科の教員養成カリキュラムとKS2とKS3のスペシャリスト教科を必修内容とする。
  - ・ 11～16歳コース  
スペシャリスト教科を必修内容とする。
  - ・ 14～19歳コース  
スペシャリスト教科・KS4・16才(GCSE)テスト・職業コース・14～19才の諸資格を内容とする。
- (5) 1988年のナショナル・カリキュラムの導入により、「教師の最も重要な力量は、主にそのカリキュラムの内容を理解し指導できる実践力である」という考え方が一般的になってきた。その結果、教員養成段階では実践力の養成に重点が置かれるようになったといえる。この実践力の向上という目標は、具体的には養成課程における学校現場の実習重視の姿勢に見ることができる。
- ・ 初等教育PGCEは、38週間以上のコースの中で学校現場の実習に少なくとも18週を割り当てる。
  - ・ 中等教育PGCEは、36週間以上のコースの中で少なくとも24週間を実習に割り当てることになっている。  
つまり、養成期間全体の約1/2から2/3が、いわゆる教育実習に割り当てられることになる。
- (6) 「読み・書き・計算能力」重視の姿勢 — 全教員養成課程の入学基準として「すべての入学者は、GCSEテストの数学と英語で少なくともCグレード以上の結果を有すること。」とあるように、一定水準の数学と英語の学力が教員免許の種類に関わらず、教師になるための教育を受ける場合の必要不可欠な最低限の能力として求められている。
- (7) 現在のイギリスは、全児童・生徒の11.1%がエスニック・マイノリティー出身<sup>(註4)</sup>(1997年)という多文化社会である。  
「すべての入学者は、明確でしかも文法的に正当な標準英語の『話し言葉』と『書き言葉』でコミュニケーションができること。」として、コミュニケーション能力としての正確な英語力を求めている。

## 2. 職能開発の動向

### 1) 教師の職能開発としての現職教育

教師の職能開発の目指すものとして次の3点をあげることができる。

- ① 教師の力量がナショナル・カリキュラムで求められているものを満たすようにすること。

- ② 教師の職能開発を学校改善の手段として利用すること。
- ③ 読み書きや計算のような基礎的な技術を促進するため、より信頼のある教育技術の必要性が認識されるようにすること。

イギリスにおける教師の職能開発は、一般的には以上のようなことをめざして行われてきた。しかし、近年、イギリスにおける教師の職能開発で最も重要な目標とされているのは子どもたちの学習成果と教師の専門的技術の両面を考慮に入れた、プロとしての教師の基準となる枠組みを拡大することを特に重視している点である。

すなわち、良い教師とされるには、その生徒が高い学力水準を達成しなければならないのである。その意味で、イギリスの当局は1993年にすべての学校を監査する新しい制度(教育水準監査委員会<Office for Standards in Education, 略してOFSTED>は2年から6年ごとに1度、国内のすべての学校について監査を委託する国家監査制度のこと)が導入されて以来、能力の劣った少数の教師の問題をますます頻繁に取上げるようになってきたし、場合によっては教え方のまずいのは不適切な教授法のためだとして英語・算数のしっかりした教授法を促進するための国立センターが設立されたりしている。また、1994年の教育法案通過のあと、1995年に教員訓練庁が設置されたが、これはそれまでの教師の職能開発の考え方とは異なるやり方で、それを検討し、向上させることに責任を持つ団体としてできたものである。たとえば、よい学級担任、教科主任、または校長が示すべき力量を明示することで、たくさんの訓練供給者にてこ入れを行い、彼らをほぼ同じ方向に引っ張りたいと望んで、その手始めに、教材としての「基準」を作り、教師たちが共通の目標を理解できるようにする戦略を取っているなどがそれである。

そして、教育技能省(2001年6月から教育雇用省から変更された)では、教職員の職能開発のためにその財源として基準基金(Standard Fund)をつくり、それを地方教育当局を通して各学校に配分している。たとえば、この基準基金から1998年-1999年に拠出された分野は、以下のようなものである。学校効果、学校の指導力、新任教師の導入、養成教育と職能開発、幼児学校の規模縮小、評価、国家全体の読み書き戦略とその他のプロジェクト、学習支援センター、特別教育ニーズ、資格付与、職業関連学習、出席率と行動の改善、薬物乱用防止、ユース・サービス、学校における安全など、といった学校全体の改善と教師個人に向けられた広範なアプローチを支援している。その成功の鍵は学校経営者の手腕にかかっている。

## 2) イギリスにおける教員評価

(1) 教員評価のねらい —「教員評価規則」(1991年 全14の条文からなる) について

### 第3条 〈評価機関の義務〉

各評価機関は、本規則等によって定期的に評価する義務を負う評価機関に勤務する教員の勤務実績(the performance of school teachers)を確認するための評価を行う義務を有する。

### 第4条 〈評価の目的〉

① 評価機関は、評価が (a) 教員の専門職的職能成長とキャリア計画の形成を促進

すること、および (b) 教員が学校経営に関する意思決定に責任を持つように援助することを保障しなければならない。

- ② 第3条の義務を遂行するために、評価機関は教員の能力を具体化させ、その義務をより効果的に実施させるよう教員を援助することを通して、児童生徒の教育の質を改善することを目的として行わなければならない。
- ③ 教員評価は、特に以下のようなことをねらいとすべきである。
- (a) 教員の業績を認め、その技術と勤務実績とを向上させる方法を明確にし得るように援助すること
  - (b) 教員の職務の変更が当該教員の専門職的成長に援助するか、あるいはその職歴を向上させるかどうかを、教員や学校理事会、時に地方教育当局の判断を援助すること
  - (c) 可能な場所における適切な現職研修を通して、教員を援助する目的を持って、職能開発に関する教員の成長可能性を明確にすること
  - (d) 適切な指導、カウンセリング、研修などを通して、職務の遂行に困難を抱えている教員を援助すること
  - (e) 教員人事担当者に人事に関する教員の情報を提供すること
  - (f) 学校経営の改善に役立つこと

教員評価の手続きは、懲戒、解雇のいかなる部分も形成するものではないこと、しかし評定書は14条に規定された特定の目的のために使用されることがある。

## (2) 教員評価の二面性

以上のべた教員評価(Teacher Appraisal)は、2つの視点から内容に検討を加える必要がある。

第一は教員の職能成長という視点から。

教員の資質向上の必要性が叫ばれるようになって久しいが、そのための方策としては現職研修の充実(校内研修の組織化、研修内容の多様化等)が常に話題とされてきた。イギリスの場合、ジェームズ報告(1972年)以降は教員養成教育と現職教育を連続したものと捉えた上で、教師教育を再編しようという動きが活発である。研修も、日本以上に多様な機関(大学、教育研究所、各種教員団体、さらに最近では、民間の研修専門会社のようなものまで誕生し、研修講座の講師を引き受けるために、独立したコンサルタント業を開業している者として、元校長や元大学教授が続々誕生している)で、多様な内容で実施されている。

第二は自主的学校経営(Local Management of Schools; LMSと略す)と関連させながら、個別学校のサービスの質を保障する対策としての可能性の視点から。

つまり、教員評価は、人事管理の一手段に留まらず、公的機関の明示的な責任を確認するアカウントビリティ(Accountability)という観点から、被評価者の教員や校長にとっても、意義のある内容を含んでいる。

## まとめにかえて

戦後最大の教育改革といわれる「1988年教育改革法」によるナショナル・カリキュラムやナショナル・アセスメントの導入が示すように、教育の質の向上を主な目的のひとつとする試みは、EU統合をはじめとした新たな21世紀の国際競争社会に対応できる人材の育成という経済界などの社会的要請を背景とするものであった。その当面の目標は、国民全体の教育水準の底上げである。この実現は直接学校教育を担う教師の力に負うものとされ、実践的な指導力を中心とした教師の力量の向上が強く求められてきた。

イギリスの教員養成制度は、日本と大きく異なっている。いわゆる公立学校は、日本の教員免許にあたる「正教員資格」を保有する教員を雇用することが義務づけられている。この「正教員資格」を取得するための教員養成課程は、1998年の教員養成ナショナル・カリキュラムと呼ばれる全国基準に基づいて編成されている。

イギリスの教師政策の主な特徴としては、

- ① 国レベルの計画養成 — 教育技能大臣が教員訓練庁の提案を基に目標養成人数を決定し、それに沿って各教員養成機関の入学定員数が決定される。
- ② 学校単位の採用制度 — 学校職員（教員と他のサポートスタッフ）の人事権は、自主的学校経営により学校理事会にある。教職員の採用は、個々の学校の学校理事会が行う。日本のような行政単位の教員採用試験はない。任意制である。
- ③ 専門職としての教師 — 校長を含む全ての教職員は、同意のもとで作成されたジョブ・ディスクリプションと呼ばれる具体的で詳細な服務規程(内容)に従って勤務している。
- ④ ライフコースとしての教職 — 1990年代に入ってから、教育改革の一環として、教職を開発される連続した段階(stage) ととらえ、教員養成ナショナル・カリキュラム、正教員資格、新規採用(induction)、業績基準(performance threshold)、上級教員(Advanced Skills Teacher)、校長職免許(National Professional Qualification for Headship) という、それぞれの段階で必要な職能の公的基準を明示することで、その職能開発を奨励し促進する制度を設けてきた。

以上、教員養成及び現職教育と教職の在り方 の重要性を考えると、教師の成長にとってはどの段階も重要な役割を果たすが、とりわけ教職に就いてからの「現職教育」はより実践活動に結びついており、また長期間にわたるため、教師の資質の向上がとくに、急速に変化する社会に速やかに対応し、急速に進歩する科学技術や知識を自ら学ぶ能力が求められる21世紀の生涯学習社会では、時代の要請に沿って継続して行われる必要がある。その意味で、教職が専門職としての地位を獲得するためにも「現職教育」を通して専門職にふさわしい資質の向上を図ることが望まれる。

- (注1) 学校現場におけるナショナル・カリキュラムとナショナル・アセスメントの定着の一方で、教員養成制度改革の準備が進められてきた。1998年4月に教育雇用省は教員養成ナショナル・カリキュラムを制定した。1998年9月の本格的な実施に向けての決定であった。(DFEE Circular Number 04/98: Requirements for Courses of Initial Teacher Training.)
- (注2) より実践的な教師教育の実現に向けて、1994年9月に設立された。
- (注3) 教員養成機関は1997年11月TTAが課程の再審査を行い、75校中36校が公認を取り消され、新たに10校が公認されて、2002年より49校となる。
- (注4) DFEE, *Minority Ethnic Pupils in Maintained Schools by Education Authority Area in England* – January 1997.

#### 主な参考文献

1. 佐藤全 坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価《日本と諸外国》—公立学校の教員はどこまで評価できるか—』東洋館出版社、1996年。
2. 藤田英典著『教育改革 —共生時代の学校づくり—』岩波新書511、1997年。
3. 舟場正富著『ブレアのイギリス —福祉のニューディールと新産業主義—』PHP研究所、1998年。
4. 富田福代「イギリス教員養成ナショナル・カリキュラム」『名古屋大学教育学部紀要(教育学)』vol.46. no.1. 1999年。
5. OECD著 奥田かんな訳『教師の現職教育と職能開発—OECD諸国の事例比較—』ミネルヴァ書房、2001年。原書名: *STAYING AHEAD: In-service Training and Teacher Professional Development*. ECD, 1998.
6. Anning, Angela, ed. *A National Curriculum for the Early Years*. Routledge, 1995.
7. Early Years Curriculum Group: *Interpreting the National Curriculum AT KEY STAGE 1*. Open University Press, 1998.
8. Farnell, Michael. *Key Issues for Primary Schools*. Routledge, 1999.
9. McCulloch, G. et al. *The Politics of Professionalism: Teachers and the Curriculum*. Continuum, 2000.